

第14号議案

令和2年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和2年6月11日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
向日町競輪場ナイター設備整備費	令和2年度から令和6年度まで	218,400 ^{千円}